

平成23年8月25日

中小企業庁長官

鈴木正徳様

原子力災害等被災中小事業者
の復興支援に係る要望書

福島県商工会連合会
会長 田子正太郎

平素は、中小・小規模企業の育成・支援につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

去る3月11日に発生した東日本大震災・福島第一原子力発電所の事故以来5ヶ月が過ぎましたが、自主避難を含め、未だ避難生活を余儀なくされている中小・小規模事業者の中には、事業再開の目途が全く立たない者が数多くいるのが実態であります。さらに、原発事故が収束しない中で、原子力災害に伴う風評被害等が拡大し、観光関連分野にとどまらず、食品や繊維製品の加工・製造分野など、県内のあらゆる産業に多大な打撃を与えております。

県商工会連合会及び傘下89商工会では、被災地域の中小・小規模事業者の事業の存続並びに早期再生に向け、原発事故直後から組織一体となって相談・支援業務に取り組んで参りました。しかしながら、現在のような状況が長期化すれば、中小・小規模事業者は、否応なしに廃業、倒産に追い込まれ、結果として、長年培ってきた経営資源や経営環境、さらには地域のコミュニティ機能も喪失してしまうこととなります。

つきましては、下記事項について要望いたしますので、原子力災害等に伴う中小・小規模事業者の復旧・復興に向けた支援策等について、迅速かつ十分な措置を講じられますようお願いいたします。

記

1. 「特定地域中小企業特別資金」の支援内容等の拡充

- (1) 福島県と国により創設された「特定地域中小企業特別資金」について、政府による避難等の指示により避難している中小・小規模事業者が、原発から30km圏内の地域内で事業を継続・再開する場合についても必要な事業資金が融資されるよう支援内容の拡充並びに取扱期間の延長及び融資額の拡大をしていただきたい。

(2) 現在、避難している中小・小規模事業者が事業を継続・再開し、早期に経営の安定化や生活の立て直しを図ることを支援するため、特定地域中小企業特別資金の用途を拡大し、既往債務の借り換えや一本化を行う場合にも活用できるようにしていただきたい。

2. 復興支援融資制度（仮称）の創設等

東日本大震災（原子力災害）に伴う風評被害並びに間接被害により、福島県内の中小・小規模事業者の経営環境は極めて悪化しているため、これら県内全域の中小・小規模事業者を対象として、無担保・無利子で事業資金を貸し付ける復興支援のための融資制度を創設していただきたい。

3. 業種・業態転換等支援事業（仮称）の創設

東日本大震災（原子力災害）に伴い、事業継続が困難となった中小・小規模事業者が業種・業態転換等を図る場合、また、働く場を失った従業員が自ら新規開業する場合など、経済環境の変化に積極的に対応しようとする者を対象として、業界動向の分析をはじめ、資金計画の作成、営業戦略の策定など、業種転換等を実現化するための具体的なコンサルティングを行う集団指導等の支援メニューを創設していただきたい。